

第 2 2 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 8月11日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

職場の市有パソコンにて隣接官庁の愛知県総務部市町村課（以下「縣市町村課」という。）へ「住民票交付案件」で内容がお粗末な文面で質問状を出す事に付き担当者の上司の係長なり課長らのサポートについて分かるもの。

愛知県はこれに基づき、同年7月2日に上位官庁の総務省へ名古屋市の意向を伝えたと愛知県総務部文書課の補佐殿より情報入手済。質問を受けた総務省「住民基本台帳法」の守備範囲を大きく上回る地方政府独自の判断事項で回答棚上げかと。今回の「上申」判断エラーの予想された名古屋市役所での行政運用と執行の拙策及びお粗末な結果論推認・反省について分かるものを第二点目の請求とする。

- 2 同月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月29日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

熱田区役所内の市証明書交付センターにおける行政書士法違反について、縣市町村課を通じての総務省住民基本台帳担当部門への、大事な電子メール

による問い合わせにもかかわらず、担当者の上司からの指示（以下「本件指示」という。）が分かる行政文書の不存在はありえない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、担当者の上司からの指示がわかる保存文書が存在するはずだと主張しているが、県市町村課への問い合わせについて、本件指示は全て口頭で行われており、異議申立人が求めている、担当者上司の指示が分かる文書を作成していないので、本件公開請求に係る文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 本件異議申立ての対象となる行政文書は、県市町村課への問い合わせに係る本件指示についてわかる文書である。

(2) この点、異議申立人は、重大な問い合わせにもかかわらず、本件指示がわかる行政文書が存在するはずであると主張しているので、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在するか否かについて検討する。

(3) 上記第 4 のとおり、実施機関は、県市町村課への問い合わせについて、本件指示があったことは認めているが、全て口頭で行っていると説明している。

(4) 本件異議申立ての対象となる行政文書は、個別の事案にかかる上司から担当者への指示についてわかる文書であるが、個別の事案ごとにその都度、上司から担当者への指示についてわかる文書を作成することの必要性は考えにくい。

3 以上より、実施機関が、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

4 したがって、本件行政文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年10月21日	諮問書の受理
11月 5日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月28日	実施機関の弁明意見書を受理
12月12日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述等申出書を提出するよう通知
平成27年 1月13日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受 理
平成30年 2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
11月14日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久